

**第 7 期横須賀市障害福祉計画
(第 3 期横須賀市障害児福祉計画を含む)
ダイジェスト版(案)**

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

はじめに

(市長からのメッセージ)

目次

1 計画策定の基本的な考え方	1
2 成果目標	2
3 障害福祉サービス等の見込量等	9
4 計画の推進体制等	22

※ 計画の本編については、横須賀市ホームページでもご覧いただけます。

1 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨と位置づけ

横須賀市では、障害のある方のための施策の基本理念や方向性を定めるため、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、平成9年に「よこすか障害者福祉計画」(6カ年計画)を策定し、その後6年ごとに計画の策定を重ねながら、総合的・計画的に施策を推進してきました。

令和3年度から8年度までを計画期間とする現行の障害者計画では、「住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできるまち」の実現を基本理念に掲げ、6つの施策分野を体系づけ、これに基づいて様々な事業を実施しています。

また、本市ではこの障害者計画と一体のものとして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として「横須賀市障害福祉計画」を、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として「横須賀市障害児福祉計画」をそれぞれ位置づけて策定しています。

これらの計画は、3カ年を計画期間として、本市における障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等の成果目標や、各種サービスの見込量を定めるものです。

現行の計画である第6期横須賀市障害福祉計画と第2期横須賀市障害児福祉計画は、令和5年度末をもって計画期間が終了することから、このたび新たに令和6年度を計画期間の初年度とする「第7期横須賀市障害福祉計画(第3期横須賀市障害児福祉計画)」を策定します。

(2) 計画の対象

本計画の対象となる「障害者」とは、障害者手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、難病および発達障害等によって、日常生活および社会生活において何らかの制限を受ける方や、不自由な状態にある方を指します。

(3) 計画期間

この計画の期間は、令和6年度から8年度までの3カ年計画とします。

2 成果目標

市町村等が「障害福祉計画」および「障害児福祉計画」を定めるにあたり、厚生労働省および子ども家庭庁から告示される基本的な方針(以下、基本指針)が、令和6年度から8年度までの計画策定に向けて改正されました。

この基本指針の中で、市町村の計画で「設定されることが適当」とされている成果目標を、本市の成果目標等のベースとしたうえで、これまでの取り組みや地域の課題等を総合的に考慮し、本市の目標を定めます。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設に入所している障害のある人が、本人の望む地域で暮らしていけるよう、地域のグループホームや一般の住宅に暮らしの場を移していくことに関する目標です。

横須賀市では、3年後の施設入所者数が、現在の施設入所者数を上回らないようにすることを目標にします。

国の基本指針	成果目標
令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行する (参考)令和4年度末施設入所者 310人 基本指針に基づく目標数 18.6人	0人 ※令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数310人を上回らない
令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減する (参考)令和4年度末施設入所者 310人 基本指針に基づく目標数 15.5人	0人 ※令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数310人を上回らない

目標達成に向けた主な取り組み

- 重度の障害のある方を受け入れることのできるグループホームの設置を促進します。
- 重度の障害のある方を支援することのできる人材を確保することができるよう、重度の障害のある方を受け入れている事業所への支援施策を検討します。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域で安心して暮らしていけるようにするための、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に関する目標です。

横須賀市では、すでに開催している「精神保健福祉連絡協議会」を、今後も継続して開催することを目標にします。

国の基本指針	成果目標
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場(以下、協議の場)の設置	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健、医療および福祉関係者等からなる精神保健福祉連絡協議会の開催を継続

■活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	年3回	年3回	年3回
協議の場への関係者等の参加者数	延54人	延54人	延54人
精神障害者の地域移行支援の利用者数	5人	8人	10人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	2人	2人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	164	168	172
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数	20人	20人	20人

(各サービスの利用者数は年間の実利用者数)

目標達成に向けた主な取り組み

- 地域生活を送るにあたっての医療面(通院、服薬、症状悪化時の入院調整等)や生活面(地域定着支援、相談支援、自立生活援助、グループホームや通所事業所等)の支援を行える体制を検討します。
- 障害者相談サポートセンターにおいて、精神障害者に関する精神病床からの地域移行支援の年間目標件数を設定します。

(3)地域生活支援の充実

障害が重くなったり、高齢になっても、地域で暮らし続けていくことができるようにするための体制づくりに関する目標です。

緊急時の対応や、グループホームの体験等を行える「地域生活支援拠点」を、行政と地域の支援者の連携のもとで整備すること等を目標にします。

国の基本指針	成果目標
地域生活支援拠点等の整備	令和8年度末までに地域生活支援拠点の面的整備を行う
強度行動障害のある障害者の支援ニーズの把握と支援体制の整備	整備

■活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
面的整備としての地域生活支援拠点等を構成する事業所の設置力所数	6カ所	6カ所	9カ所
1 「相談」の機能	5カ所	5カ所	5カ所
	上記の事業所と基幹相談支援センターが担う		
2 「緊急時の受け入れ・対応」の機能	1カ所	1カ所	3カ所
3 「体験の機会・場」の機能	0カ所	0カ所	1カ所
4 「専門的人材の確保・養成」の機能	基幹相談支援センターが担う		
5 「地域の体制づくり」の機能	基幹相談支援センターと障害とくらしの支援協議会が担う		
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証および検討の実施回数	年1回以上	年1回以上	年1回以上
強度行動障害に関する専門的支援を提供できる事業所の設置	0カ所	0カ所	1カ所以上

目標達成に向けた主な取り組み

- 「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能のうち、優先順位をつけて整備していきます。
- 緊急時の受け入れに備えた専用枠(空室等)の確保と経済的支援について検討します。

- サービスにつながっていない在宅の障害のある方(本人や家族の状況が変化した場合にリスクの高い方)の情報をあらかじめ把握し、緊急時に備えておく仕組み(事前登録制)を検討します。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設からの一般就労への移行者数等についての目標です。

国の基本指針	成果目標
令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者を令和3年度の一般就労移行実績の1.28倍以上にする (参考)令和3年度移行者数 71人、基本指針に基づく目標数 90.88人	91人
1 就労移行支援事業からの移行者 令和3年度比 1.31倍以上 (参考)令和3年度移行者数 52人、基本指針に基づく目標数 68.12人	69人
2 就労継続支援A型事業からの移行者 令和3年度比 1.29倍以上 (参考)令和3年度移行者数 7人、基本指針に基づく目標数 9.03人	10人
3 就労継続支援B型事業からの移行者 令和3年度比 1.28倍以上 (参考)令和3年度移行者数 7人、基本指針に基づく目標数 9.03人	10人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、全体の5割以上にする	令和8年度末に50%以上
令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上にする (参考)令和3年度利用者数 64人、基本指針に基づく目標数 90.24人	64人
過去6年間で就労定着支援事業を利用した者のうち、就労継続期間が3年半以上6年未満である者の割合(就労定着率)が7割以上である事業所を、全体の2.5割以上にする	令和8年度末に25%以上

目標達成に向けた主な取り組み

- よこすか就労援助センター等の関係機関との連絡会議等を活用し、企業実習先の拡大や職場定着支援の充実(生活面のフォローを含む)等の課題について、情報共有や連携を行うことにより、就労移行支援事業所等の利用による一般就労者数の増加と就労定着率の向上を図っていきます。

(5)障害児支援の提供体制の整備等

発達障害のある児童や、重症心身障害児、医療的ケア児等をサポートしていくために必要な施策に関する目標です。

国の基本指針	成果目標
児童発達支援センターの設置	横須賀市療育相談センターの設置を継続
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築	構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保	5カ所以上を確保
医療的ケア児等(以下、医ケア児)の支援のための関係機関の協議の場の設定	医療的ケア児等支援協議会の開催を継続
医ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置を継続

■活動指標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	延76人	延76人	延76人
サポートブックの作成人数	333人	373人	413人
サポートブックの作成のための説明会や勉強会の開催回数	年3回	年3回	年3回
市内の医ケア児を受け入れている児童発達支援事業所数	3カ所	4カ所	5カ所
市内の医ケア児を受け入れている放課後等デイサービス事業所数	7カ所	8カ所	9カ所
市内の医ケアのある人を受け入れている生活介護事業所数	5カ所	6カ所	7カ所
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	2人	3人	3人
福祉型障害児入所施設の建設(建て替えを含む)	0カ所	0カ所	1カ所※

※ 建設の着工を含む。

目標達成に向けた主な取り組み

- 発達支援コーディネーターの養成を継続します。
- 重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援を行う支援者の養成や看護師等の確保のための取り組みを検討します。
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等に対して、喀痰吸引研修の受講を促進するための助成制度を検討します。

(6)相談支援体制の充実・強化等

地域の相談支援の中核となる「基幹相談支援センター」と、障害福祉サービス事業所や、障害者団体の代表者等が集まる「障害とくらしの支援協議会」に関する目標です。

横須賀市では、現在の取り組みを継続していくことを目標にします。

国の基本指針	成果目標
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置を継続
基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	基幹相談支援センターが事務局となり、横須賀市障害とくらしの支援協議会(以下、協議会)において、相談支援部会の設置を継続
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	協議会における取り組みを継続

■活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な助言等の件数		230件	230件	230件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		40件	40件	40件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数		80回	120回	160回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数		12回	12回	12回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数		1人	1人	1人
協議会における相談支援事業所の参画	事例検討実施回数	10回	10回	10回
	参加事業者・機関数	22	22	22
協議会の専門部会	設置数	3	3	3
	実施回数	12回	12回	12回

目標達成に向けた取り組み

- 基幹相談支援センターに配置された主任相談支援専門員を中心として、地域の相談支援事業者の相談支援専門員に対する指導・助言を行います。
- 障害とくらしの支援協議会の相談支援部会における地域会議の実施により、相談支援専門員同士の連携の強化とスキルアップを図ります。

(7)障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等の質を向上させるための目標です。

横須賀市では、障害福祉サービス事業所等の職員に対して研修を行うことを目標にします。

国の基本指針	成果目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築	構築

■活動指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等における 障害福祉サービス等の質の向上に 係る研修の実施	実施回数	5回	5回	5回
	参加人数(延)	150人	150人	150人

目標達成に向けた取り組み

- 基幹相談支援センターにより、主にグループホームの支援員を対象にした支援の質の向上のための研修を実施します。
- 障害福祉サービス事業所等の職員を対象とした権利擁護や虐待防止のための研修を実施します。

3 障害福祉サービス等の見込量等

基本指針に定められている活動指標を踏まえ、本市における各障害福祉サービス、障害児通所支援等、地域生活支援事業の令和6年度から8年度までの各年度の利用者数や利用時間数等の見込量を定めます。

なお、原則として、実績に一定の増減が見られるものについては、平成30年度～令和4年度の増減の平均値から見込量を算出しています。

また、実績等の増減の変動が少なく、今後も変動が少ないと想定されるものについては、令和4年度の実績または令和5年度の実績見込のいずれかを適用しています。

各表中で単位を「人」としているものは、請求情報から数字を算出しているため、1人が複数の事業所を利用している場合は、それぞれでカウントしています(実人数ではありません)。

障害福祉サービス一覧

訪問系サービス	
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障害・精神障害があり常に介護が必要な方に、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援等、総合的な支援を行うサービス
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を提供するサービス
行動援護	知的障害・精神障害により行動に著しい困難のある方に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等、複数のサービスを包括的に提供するサービス
日中活動系サービス	
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービス
自立訓練(機能訓練)	身体障害者や難病患者等に、一定期間、身体機能の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練(生活訓練)	知的障害者・精神障害者に、一定期間、日常生活能力の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を提供するとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を提供するサービス
就労選択支援	就労を希望する障害者本人と事業者が共同で能力や適性、強みや課題、必要な配慮等について整理・評価(就労アセスメント)を行い、適切な一般就労や就労系サービスにつなげるサービス
就労移行支援	就労希望の方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練等を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援(A型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス

日中活動系サービス(続き)	
就労継続支援(B型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス
療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、主に昼間において病院等で、機能訓練、療養上の管理、その他必要な支援を提供するサービス
短期入所 (ショートステイ)	一時的な諸事情により自宅での生活が困難な方に、短期間、夜間も含め施設等で、生活の場やその他必要な介護等を提供するサービス
居住系サービス	
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日に、共同生活を営む住居で、相談・入浴・排せつ・食事の介護・その他の日常生活上の支援を提供するサービス
施設入所支援	施設に入所している方に、主に夜間に、入浴・排せつ・食事等の介護・生活等に関する相談、助言・その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から出て一人暮らしをする方や、一人暮らしや同居家族の支援が見込めない方等に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないか確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービス
相談支援	
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービス等利用計画を作成するサービス
地域移行支援	障害者支援施設に入所している方や、精神科病院に入院している精神障害者等に対する住居の確保、地域生活に移行するための相談、その他の支援を提供するサービス
地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障害者と常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に相談その他の支援を提供するサービス
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障害児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービス
障害児通所支援等	
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供するサービス
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障害がある児童に対する児童発達支援および治療を行うサービス
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービス
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所等を訪問し、障害児の身体および精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、専門的な支援を行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等があり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス
福祉型障害児入所支援	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導および自活に必要な知識や技能の付与を行うサービス
医療型障害児入所支援	医療的なケアを必要とする障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、自活に必要な知識や技能の付与および治療を行うサービス

地域生活支援事業	
理解促進研修・啓発事業	障害者等が日常生活および社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う事業
自発的活動支援事業	障害者等、その家族、地域住民等により自発的に行われる、障害者等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるようにするための取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業
相談支援事業	地域の障害者等の相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護に必要な支援、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業
基幹相談支援センター	地域の相談支援事業所間の連絡調整、関係機関の連携の支援を行う、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する事業
成年後見制度利用支援事業	親族等による後見等開始の審判の申立てができない知的障害者・精神障害者について、市長が代わりに申立てを行うとともに、費用負担が困難な障害者については、審判の申立てにかかる費用および後見人等への報酬の助成を行う事業
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業
障害児等療育支援事業	在宅障害児(者)の地域生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する県の療育機能との重層的な連携を図る事業
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能等の障害により意思の疎通を図ることが困難な方に、手話通訳者や要約筆記者を派遣したり、市役所での手続きのための手話通訳者を配置したりする事業
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動を促進するために、日常会話程度の手話表現技術の習得者を養成する事業
日常生活用具給付等事業	在宅の障害者に、日常生活をしていくうえでその障害を軽減し、自立した生活を支援・実現するための用具を給付または貸与する事業
介護訓練支援用具	特殊寝台やマット、体位変換器、移動用リフト等、障害のある人の身体介護を手助けするための用具
自立生活支援用具	入浴補助用具、移動・移乗支援用具等、障害のある人の入浴や移動等の日常生活上の自立を支援するための用具
在宅療養等支援用具	透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器等、在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ、視覚障害者用ポータブルレコーダー、聴覚障害者用通信・情報受信装置等、情報収集・伝達や意思疎通を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具等、障害のある人の排泄管理を支援する用具
居宅生活動作補助用具	居宅での生活環境を整備するための、段差解消や手すり設置等の住宅改修
移動支援事業	単独での外出が困難な方が円滑に外出できるよう移動を支援する事業
日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援および障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業
地域活動支援センター事業	日中活動の場の提供や社会との交流等を行う施設
地域作業所	一般の事業所では働くことが困難な在宅の障害者に、働く場や活動の場を提供し、作業指導、生活訓練等を行う施設

(1)訪問系サービスの見込量

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人	508	560	-	536	535	534
	時間	9,926	12,310	-	10,535	10,513	10,491
重度訪問介護	人	17	18	-	19	20	21
	時間	1,580	1,588	-	1,676	1,764	1,852
同行援護	人	46	59	-	54	55	56
	時間	857	935	-	889	905	921
行動援護	人	2	2	-	5	7	9
	時間	68	112	-	133	199	265
重度障害者等包括支援	人	0	0	-	0	0	0
	時間	0	0	-	0	0	0

(単位は1カ月あたり)

見込量達成に向けた取り組み

- 居宅介護事業所等のヘルパーが重度訪問介護、行動援護、同行援護の支援を行うために必要となる研修の受講を促進するための助成制度を検討します。
- ヘルパー同士の情報共有や資質向上のための定期的な集まりの場の設置の促進や研修等の機会の場の提供を検討します。

(2)日中活動系サービスの見込量

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人	1,084	1,119	-	1,183	1,231	1,249
	人日	20,194	20,743	-	22,833	24,227	25,070
1 うち障害支援区分5 または6の人	人	717	731	-	746	757	768
	人日	13,324	13,209	-	14,206	14,700	15,212
2 うち医療的ケアの 必要な人※1	人	72	76	-	76	77	79
	人日	1,137	1,106	-	1,201	1,243	1,286

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(機能訓練)	人	7	9	-	9	9	9
	人日	66	128	-	128	128	128
自立訓練(生活訓練)	人	12	19	-	19	19	19
	人日	254	413	-	413	413	413
宿泊型自立訓練	人	3	4	-	4	4	4
就労選択支援	人				1	1	1
就労移行支援	人	114	130	-	140	145	150
	人日	2,204	2,485	-	2,685	2,785	2,888
就労継続支援(A型)	人	84	66	-	88	99	109
	人日	1,770	1,331	-	1,807	2,045	2,284
就労継続支援(B型)	人	481	552	-	584	600	616
	人日	7,755	9,233	-	9,580	9,753	9,927
就労定着支援	人	64	76	-	64	64	64
療養介護	人	59	60	-	63	65	67
福祉型短期入所	人	215	243	-	265	265	265
	人日	841	1,081	-	1,195	1,195	1,195
1 うち障害支援区分5 または6の人	人	111	127	-	119	119	119
	人日	461	590	-	526	526	526
2 うち医療的ケアの 必要な人※1	人	8	7	-	8	8	8
	人日	18	22	-	20	20	20
医療型短期入所	人	3	4	-	3	3	3
	人日	12	23	-	20	20	20

(単位は1カ月当たり)

※1 「医療的ケアの必要な人」とは、医療的ケアのスコア表のいずれかの医療行為を必要とする状態である人を行います。

見込量達成に向けた取り組み

- 生活介護事業所等に対して、強度行動障害支援者養成研修や喀痰吸引研修の受講を促進するための助成制度を検討します。
- 緊急時等の短期入所を利用しやすくするためのコーディネート機能の実現に向けた検討を行います。

(3)居住系サービスの見込量

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助(グループホーム)	人	417	487	-	533	553	573
1 うち障害支援区分5 または6の人	人	77	78	-	86	94	102
2 うち医療的ケアの 必要な人※1	人	9	7	-	8	9	10
施設入所支援	人	328	310	-	310	310	310
自立生活援助	人	2	3	-	3	3	3

(単位は1カ月当たり)

※1 「医療的ケアの必要な人」とは、医療的ケアのスコア表のいずれかの医療行為を必要とする状態である人を含みます。

見込量達成に向けた取り組み

- 重度の障害のある方や肢体不自由のある方が入居できるグループホームの設置促進に向けた整備費補助制度の見直しを検討します。
- 行動障害のある方や医療的ケアの必要な方を受け入れるグループホームに対する助成制度を検討します。
- 入所施設やグループホームに対して、強度行動障害支援者養成研修や喀痰吸引研修の受講を促進するための助成制度を検討します。

(4)相談支援の見込量

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	316	325	-	392	425	461
地域移行支援	人	3	1	-	8	11	13
地域定着支援	人	2	0	-	1	2	2
障害児相談支援	人	157	122	-	129	133	137

(数値は1年あたり。ただし計画相談および障害児相談支援は1カ月あたり)

見込量達成に向けた取り組み

- 障害者相談サポートセンターを中心とした複数の相談支援事業所による協働事業モデルの活用により、各相談支援事業所の報酬額をアップし、相談支援事業所の増加や相談支援専門員の増員ができる環境整備を行います。
- 横須賀市療育相談センターに障害児の計画の作成が極端に集中している状況を緩和させるため、当面の措置として、セルフプランでの対応が可能な学齢児の利用者をセルフプランに切り替えるとともに、横須賀市療育相談センター以外の既存の計画相談支援事業所や障害児相談支援事業所が、新たに計画を作成しやすくなるような取り組みを検討します。

(5)障害児通所支援等の見込量

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人	280	308	-	359	388	419
	人日	1,741	1,970	-	2,315	2,509	2,720
医療型児童発達支援	人	10	13	-	11	11	11
	人日	77	71	-	68	68	68
放課後等デイサービス	人	912	1,078	-	1,251	1,347	1,451
	人日	9,075	10,271	-	11,964	12,913	13,937
うち重症心身障害児または医療的ケアの必要な児童※1	人	49	53	-	68	73	78
	人日	366	489	-	562	604	645
保育所等訪問支援	人	1	10	-	10	10	10
	人日	1	30	-	30	30	30
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	-	1	1	1
	人日	0	0	-	4	4	4
福祉型障害児入所支援	人	28	25	-	27	27	27
医療型障害児入所支援	人	10	8	-	9	9	9

(単位は1カ月あたり。ただし居宅訪問型児童発達支援は1年あたり)

※ 「医療的ケアの必要な児童」とは、本人からの申請により、医療的ケア児として障害児通所支援の支給決定を受けている人をいいます。

見込量達成に向けた取り組み

- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所に対して、児童を送迎できる運営体制としてもらうよう、市として引き続き働きかけていきます。
また、現状は事業所による送迎を実施している児童に対して、将来的に自力通所が可能となる支援を事業所が実施した場合に、事業所に対して何らかの支援を行うことができないか、市として検討していきます。
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等に対して、強度行動障害支援者養成研修の受講を促進するための助成制度を検討します。

(6)地域生活支援事業 相談支援事業等の見込量

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業 (障害者相談サポートセンターの設置・運営)	カ所	5	5	5	5	5	5
基幹相談支援センターの設置	カ所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センターの機能強化事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施有無	-	-	-	-	-	-
成年後見制度利用支援事業	利用者数	5	6	-	13	15	17
1 知的障害者	利用者数	3	0	-	4	5	6
2 精神障害者	利用者数	2	6	-	9	10	11
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	未実施	未実施	-	未実施	未実施	未実施
障害児等療育支援事業	カ所	-	-	-	実施	実施	実施

(数値は1年当たり)

見込量達成に向けた取り組み

- 障害者相談サポートセンターの本来の業務である、主にサービスにつながらない人や支援の難しい人を対象とした総合的・専門的な相談業務に十分な時間を確保することができるよう、職員配置等の運営体制の見直しを行います。
- 障害者相談サポートセンターが、相談支援事業所の相談支援専門員の計画等の作成のフォローを行うことにより、相談支援事業所が作成することのできる計画等の作成件数を増加することができないか検討します。
- セルフプランにより放課後等デイサービスなどを利用していた児童について、成人となり、障害福祉サービス(就労継続支援B型や生活介護等)の利用を始める場合であって、本人や家族の状況から、セルフプランの継続によるサービス利用では課題があるため、サービス等利用計画の作成等を通じて、相談支援事業所との関わりの必要性が高いケースについては、基幹相談支援センターと障害者相談サポートセンターが中心となって、いずれかの相談支援機関に本人や家族がつながることができるよう調整していきます。
- 特別支援学校高等部卒業生に対して、新規にサービス等利用計画を作成する相談支援事業所を見つけることができないことが、大きな課題となっているため、卒業後に相談支援事業所との関わりの必要性が高いケースについては、生徒が所属する学校の先生とも連携しながら、基幹相談支援センターと障害者相談サポートセンターが中心となって、新規にサービス等利用計画を作成する相談支援事業所を見つけることができないか調整していきます。

なお、相談支援事業所が見つからなかった場合は、基幹相談支援センターや障害者相談サポートセンターが適切な支援を行っていきます。

- 成年後見制度について、保護者や施設・事業所の職員向けの研修会や説明会を開催し、積極的な普及啓発を行います。
- 成年後見制度利用支援事業の実施にあたって、障害のある方本人が自らの意思で生き方を選択する権利を保障し、意思決定できるよう、必要な支援を行います。

(7)地域生活支援事業 意思疎通支援事業の見込量

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者派遣事業	件	802	770	-	770	770	770
要約筆記者派遣事業	件	85	95	-	95	95	95
手話通訳者設置事業	人	2	2	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	14	11	-	11	11	11
手話通訳者養成研修事業	修了者数	15	19	-	19	19	19
要約筆記者養成研修事業	修了者数	0	0	-	1	1	1
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	件	2	11	-	11	11	11
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数	2	1	-	1	1	1
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	件	0	0	-	6	6	6
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	修了者数	0	0	-	0	0	2

(数値は1年あたり)

見込量達成に向けた取り組み

- 若い世代に対する手話通訳の必要性に関する更なる周知・啓発など、将来を見据えた手話通訳者の確保策の実施を検討します。

(8)地域生活支援事業 日常生活用具給付等事業の見込量

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護訓練支援用具	件	26	19	-	23	23	23
自立生活支援用具	件	33	28	-	37	37	37
在宅療養等支援用具	件	48	25	-	37	37	37
情報・意思疎通支援用具	件	40	44	-	36	36	36
排泄管理支援用具	件	5,366	5,350	-	5,315	5,315	5,315
居宅生活動作補助用具	件	8	7	-	9	9	9

(数値は1年あたり)

見込量達成に向けた取り組み

- ICTの進展や技術革新による製品の変化、他都市の見直しの状況を踏まえ、利用者にとって時代に合った適切な給付が行えるよう、給付品目や基準額等について、見直しを行います。

(9)地域生活支援事業 移動支援事業および日中一時支援事業の見込量

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業(障害児)	人	230	205	-	178	166	155
	時間	3,212	2,686	-	2,308	2,140	1,983
移動支援事業(障害者)	人	636	646	-	660	666	672
	時間	10,551	10,981	-	11,450	11,669	11,894
日中一時支援事業(障害児)	人	10	9	-	10	11	12
	回	20	17	-	21	23	24
日中一時支援事業(障害者)	人	100	105	-	113	119	125
	回	692	740	-	819	876	936

(単位は1カ月あたり)

見込量達成に向けた取り組み

- 移動支援事業について、障害とくらしの支援協議会の中の移動支援部会にて、利用対象者、利用方法、報酬単価など、制度の見直しに向けた検討を引き続き行っていきます。具体的な検討内容として、①自力で通える力を身につけるための訓練を目的とした新たなメニューを追加する、②移動支援の支給決定のうち、可能なものを、重度訪問介護や、障害特性によってより高い専門性をもってサービス提供ができる行動援護、同行援護等の支給決定に切り替える、③移動支援事業が成り立つような報酬単価の見直しを行う、④移動支援事業の利用目的、利用の仕方、運用に関するルール等を分かりやすく記載したガイドラインを作成するなどの意見が挙がっています。
- 学齢期の通学支援に関する移動支援の支給決定の判断が難しいケースについては、利用を希望する本人・保護者と学校・相談支援機関・行政等の関係機関が話し合う場を設け、本人・保護者の置かれている状況や希望等を十分に聴いたうえで、本人の将来を見据えた支援を検討するなど、本人・保護者の納得感を得ることができるよう、支給決定の可否を判断していきます。

(10)地域生活支援事業 地域活動支援センター事業(地域作業所含む)の見込量

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援センター事業 (地域作業所含む)	カ所	23	23	21	21	19	19
	人	324	322	292	292	263	263

(単位は1カ月当たり)

見込量達成に向けた取り組み

- 障害福祉サービス事業所への移行の可能性が高い事業所に対して、移行後の人員配置等の運営基準や収支シミュレーション等の説明を行い、障害福祉サービスへの移行支援補助金等の活用と併せて、移行のための支援を行います。
- 障害福祉サービスへの移行が難しい事業所に対して、事業運営の安定化を図るため、引き続き、事業所の状況を把握し、必要な支援を行います。

(11)その他計画を推進するにあたって留意すべき視点

ア 複合的サービスの利用の推進

地域では、家族等とも絡み合った複合的な課題を抱えたケースが多くなってきています。

特に、高齢の親と障害者や引きこもりの子との家族問題(80・50 問題)は、単純な障害者支援では解決困難であり、他制度(介護保険制度等)や地域資源等と連携し、包括的に対応していく体制が求められていますが、現状では、そのような連携や支援体制は十分に整っていません。

障害のある方と高齢の家族が同一の事業所を利用することができる、共生型サービスの活用が考えられますが、現状では認知度も低く、普及も停滞しているため、当事者や事業関係者への周知・啓発活動の実施や関係事業所に対する支援体制を構築していく必要があります。

イ 意思決定支援に基づく介護保険サービスとの協働

高齢の障害者等が介護保険サービスを利用する場合、自己負担額の発生など、制度の違いを理解したうえで、利用を検討することが重要です。

しかし、現状、障害福祉サービス事業者と介護保険サービス事業者双方で、各サービスに対する理解が十分ではなく、高齢の障害者支援施設の入所者が介護老人福祉施設に移るための体制が十分ではない状況です。

一方で、障害者支援施設の入所者の高齢化が進んでいることにより、若年層の障害者支援施設への入所が難しい状況が生じていたり、障害者支援施設は高齢化した障害者の支援を行うための設備や技術が十分に整っているとは言えないことが問題となっています。

障害のある方が介護保険サービスの利用を検討するにあたっては、一人ひとりの意思を尊重して、丁寧に対応する必要があります。今後、事業者等の支援者向けに、各サービスの理解を深めるための研修や事例検討会等を実施したり、障害者支援施設から介護老人福祉施設等への移行人数を見込み、具体的な取り組みを検討することが必要です。

ウ 障害者差別解消法の周知・啓発

平成28年4月に施行された障害者差別解消法の理念や内容は、支援者や関係者も含め、いまだ十分に浸透していません。

令和6年4月からは、企業をはじめとする事業者についても、これまで「努力義務」だった合理的配慮の提供が「義務」となることも含め、イベントの実施、研修、勉強会への講師の派遣等、関係機関と協力して、さらなる周知・啓発を行っていく必要があります。

4 計画の推進体制等

この計画を着実に推進するためには、本市だけではなく、横須賀市障害とくらしの支援協議会をはじめとする関係機関・団体との連携がとても重要です。

また、計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画の見直し等を行うなど、PDCAサイクルの考えを取り入れながら積極的に取り組む必要があります。

(1)実施体制

この計画は、障害者基本法に基づく「よこすか障害者計画」とともに、本市の障害者福祉施策の基本となる計画であり、両計画に含まれる分野は、地域生活支援、保健・医療、相談支援・情報提供、療育・教育、働く場・活動の場、バリアフリー、権利擁護等の様々な分野にわたっています。

このため、市が中心となって、関係する機関・団体や障害当事者等と連携を図りながら、総合的かつ効果的に計画を実施していきます。

(2)障害福祉計画等と横須賀市障害とくらしの支援協議会との関係

障害福祉計画等の成果目標は、障害者が安心して地域で生活を送るための、地域における支援体制の整備を促すものです。この目標達成に向けては、行政だけではなく、地域の事業者・関係者がそれぞれ主体的に体制の整備に取り組むことが重要です。

そのため、この障害福祉計画等を策定するにあたり、地域の障害者支援の関係者等から構成される横須賀市障害とくらしの支援協議会から、代表者に検討部会の委員としてご参加いただくとともに、計画に対する意見をいただいています。

(3)進行管理体制・評価方法

横須賀市社会福祉審議会障害福祉専門分科会において、両計画の推進に関する必要な事項の検討や、着実な進行管理・評価を行います。

なお、進行管理・評価結果については、横須賀市ホームページや市政情報コーナーにて公表し、透明性を高めます。

